

とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

鳥取県が鳥取県内の経済団体や高等教育機関等と協働で実施する鳥取県インターンシップ推進事業（以下「とっとりIS」という。）に登録された実習プログラム（以下「プログラム」という。）への鳥取県内外の大学生、短期大学生、専門学校生及び工業高等専門学校生、外国人留学生（以下「学生等」という。）の参加促進を図り、学生の県内就職に繋げていくため、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）をはじめとするインターネットを活用した媒体での高頻度かつ内容に富んだプログラム広報を行う。

(2) 業務の内容

(1) で掲げた目的を達成するため、次の方法によりとっとりISを広報すること。

ア SNSを活用した学生等に対するとっとりIS参加促進に係る広報業務

(ア) 広報内容

とっとりIS参加募集の告知、優良プログラムの紹介、学生等の多様な志向に沿った業種・職種別プログラム特集、参加学生等の感想、プログラム登録企業担当者からのPR、学生等が取材した鳥取県内企業紹介記事、鳥取県内企業経営者・社会人との意見交換会や合同企業説明会等鳥取県内就職促進イベント、「とっとりヘルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」等の学生等による鳥取県出身・在住者同士の交流・関係づくり企画、その他とっとりISに関連した施策等について、(イ) aからdに規定する媒体へ投稿すること。なお、投稿は文字、絵文字、画像、動画によるものとする。

(イ) 使用する媒体

a とっとりISのLINE公式アカウント（既定） <https://lin.ee/kMHT5m5>

b とっとりISのX公式アカウント

（既定）

https://twitter.com/intent/follow?original_referer=https%3A%2F%2Fwww.tottori-internship.net%2F&ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Ebuttonembed%7Ctwterm%5Efollow%7Ctwgr%5E0a6QpWefCXQcI23®ion=follow_link&screen_name=0a6QpWefCXQcI23

c とっとりISのInstagram公式アカウント（新設）

d その他学生等に対し安全かつ効果的な情報発信ができる媒体として鳥取県が認めるもの（新設）

(ウ) 新たに使用する媒体の公式アカウントの新設

とっとりISの広報のため、(イ) c又はdを新たに設置すること。アカウント名称は「とっとりインターンシップ」とすること。ただし、(イ) dについては鳥取県が必要と認めるものに限る。

(エ) 更新頻度

(イ) a及びb並びにc又はdの各媒体において月10回以上（合計月30回以上）投稿を行うこととする

(オ) 登録・フォロー促進

a (イ) aへの学生等の登録促進を行うとともに、既読率を高める工夫を行うこと

b 鳥取県がとっとりインターンシップ推進事業を委託する団体等（以下「他の委託機関」という。）が(イ) aを使った学生等への相談対応や一人ひとりの志向に沿ったプログラム案内を行う仕組みを構築するとともに、他の委託機関との情報共有・連絡等の連携を密にして学生等を他の委託機関に迅速かつ円滑に取り次ぐこと。

c (イ) bへの学生等のフォロー・リポスト促進を行う等、情報が拡散するような工夫を行うこと。

d (イ) c又はdへの学生等のフォロー・動画保存促進を行う等、情報が拡散するような工夫を行うこと。

イ とっとり I S 公式 Web サイトを通じた学生等に対するとっとり I S 参加促進に係る広報業務

(ア) 広報内容

とっとり I S 参加募集の告知、優良プログラムの紹介、学生等の多様な志向に沿った業種・職種別プログラム特集、参加学生等の感想、プログラム登録企業担当者からの PR、学生等が取材した鳥取県内企業紹介記事、鳥取県内企業経営者・社会人との意見交換会や合同企業説明会等鳥取県内就職促進イベント、「とっとりへウェルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」等の学生等による鳥取県出身・在住者同士の交流・関係づくり企画、その他プログラム及びとっとり I S に関連した施策等について記事を作成し、とっとり I S 公式 Web サイトに効果的に掲載すること。

(イ) 使用する媒体

とっとり I S の公式 Web サイト (既定 <https://www.tottori-internship.net/>)

(ウ) 更新頻度

月 4 回以上新着記事を掲載することとする。

(エ) デザイン

学生等が興味や関心を高め、見やすいデザイン (色使い、レイアウト、フォント等) とすること。

(オ) 他のとっとりインターンシップ推進事業関係機関との連携

記事作成にあたっては、他の委託機関との情報共有・連絡等の連携を密にし、鳥取県の承認を受けて Web サイトへの掲載を行うこと。

ウ 学生等との連携

(ア) 方法

「とっとりへウェルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」「とっとり若者活躍局」等の学生等と連携し、プログラム参加促進のための学生目線の記事を作成するとともに、ア、イにおいて広報を行うこと。学生等と連携した取組は、その計画、工程、手法等につき鳥取県及び県内高等教育機関と事前に調整のうえ実施することとし、実施後は実施概要を鳥取県及び県内高等教育機関に報告すること。

(イ) 記事の作成・広報数

令和 7 年度の上半期・下半期で各 2 本以上作成し、年 5 回以上広報を行うこと。

エ 「とっとりへウェルカニネットワーク」に属する学生等へのプログラム参加促進

(ア) 方法

a 「とっとりへウェルカニネットワーク」プランナーとともにプログラム参加促進に係る企画、運営を行うこと。

b 「とっとりへウェルカニネットワーク」に属する学生等へのプログラム参加促進のためのキャンペーン等を行うこと。

(イ) 実施回数

(ア) a 及び b をそれぞれ年 1 回以上実施すること。

オ その他

ア～エの各事業の実施に付随する業務を行うこと。また、甲の指示により鳥取県インターンシップ推進協議会、運営部会及び連絡会への出席による説明及び事業計画や実施状況に関する資料提供を行うこと。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日 (金) まで

(4) 予算額

金 3, 429, 000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) その他

ア 本件業務を達成するために必要な一切の経費は、契約の相手方 (以下「受注者」という。) の負担とする。

イ 本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

2 提案の募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とし、この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施要領等を令和7年3月12日（水）から同年4月2日（水）までの間インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

（1）交付期間及び時間

令和7年3月12日（水）から同年4月2日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

（2）交付場所 8の場所

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）法人格を有していること。

（3）国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体の業務により学生等に対する SNS をはじめとするインターネットを活用した媒体での企業の情報、強み、魅力等の発信を行った実績があると認められる者であること。

（4）本件調達の公告日から企画提案書等（以下「提案書」という。）の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年3月25日（火）午後5時15分までに、様式第1号「参加申込書」、様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」、様式第3号「個人情報の管理に係る申告書」及び3の（3）を証する書類（以下「参加申込書等」という。）を電子メールにより8の場所に提出すること。

なお、参加資格の確認結果は、令和7年3月27日（木）までに参加申込書等の提出者に通知する。

5 質問の受付

提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和7年3月21日（金）午後5時15分までに8に示す問合せ先に対し行うこと。

なお、質問の手段については、電子メールによること。

また、質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>）で同月25日（火）までに逐次公開する。

6 提案書の提出

（1）提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、8の場所に送付すること。

(2) 提出期間

令和7年3月12日(水)から同年4月2日(水)までの間(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年4月2日(水)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出部数

7に示す書類各6部(正本1部、写し5部)

(4) その他留意事項

ア 提出された提案書は返却しないものとする。

イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定による公文書の開示の対象になる(同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。)ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

7 提出書類

(1) 企画提案書(A4サイズ)

(2) 会社概要(会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可)

(3) 見積書

宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費(内訳を含む)を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、1の(4)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類(様式任意、A4サイズ5枚以下)

8 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

電話 0857-26-7647

電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

9 選考

(1) 提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザル審査会)」(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会の審査員は、別添「とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザルに係る審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

(3) 審査は書面及びプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施については提案者に別途通知する。なお、提案者に対しては、書面審査期間中必要に応じて、審査員からの質疑への回答及び追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。

(4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。

(5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約

(1) 契約の締結

9の(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書(明細書含む。)を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 本プロポーザルのスケジュール

令和7年 3月12日(水) プロポーザル公募開始

3月21日(金) 質問事項の締切り

* 質問内容の回答状況は逐次ウェブページで公開する。

3月25日(火) 参加申込みの締切り

4月 2日(水) 提案書の提出期限

4月中旬 審査結果の通知及び契約締結

12 その他

(1) 提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) その他
鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを中止し、その旨を参加申込者に通知する。